

事 務 連 絡
平成28年12月22日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

入院時生活療養費の見直し内容について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

入院時生活療養費の見直しにつきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）等に基づき、社会保障審議会医療保険部会において議論されてきたところです。

今般、平成29年度の政府予算案が閣議決定されたことを踏まえ、入院時生活療養費の見直し内容について下記のとおりお知らせしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 見直しの趣旨

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分について見直すこととする。

第2 見直しの内容

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分について以下のとおり見直すこと。

<現行>

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	B、C以外の者	1日につき320円
B	厚生労働大臣の定める者※1 (指定難病患者を除く)	1日につき0円
C	指定難病患者※2	1日につき0円

<見直し後>

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	B、C以外の者	(平成29年10月1日から) 1日につき370円
B	厚生労働大臣の定める者※1 (指定難病患者を除く)	(平成29年10月1日から) 1日につき200円
		(平成30年4月1日から) 1日につき370円
C	指定難病患者※2	1日につき0円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者

第3 施行期日

平成29年10月1日。ただし、同日前に行われた生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

第4 その他

今後予定されている告示の改正の内容や、見直しの施行に必要な事務取扱については、別途連絡すること。

入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

- 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。
- ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

<現行>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	320円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	0円/日
難病患者	

<平成29年10月～>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	200円/日
難病患者	0円/日

<平成30年4月～>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	
難病患者	0円/日

(注) 介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円/日から370円/日に引き上がっている。